

I 国内農業等をめぐる情勢

1. 新型コロナウイルス対策の動き

◇ 緊急事態宣言

- 安倍晋三首相は4月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、東京など7都府県を対象とする緊急事態宣言を発令した。
- また、4月16日の同本部では、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大すること決め、宣言対象の7都府県に本県を含む6道府県を加え「特定警戒都道府県」と位置づけた。
- 農水省は全国への緊急事態宣言受け、各県に現地対策本部を設置した。地方自治体と連携し、生産・流通を滞留させないことに重視しながら緊急経済対策の施策で販売を後押しすることを決めた。
- 政府は5月4日、同月6日で期限が切れる緊急事態宣言を、全国を対象に31日まで延長することを決めた。
- 本県を含む13の特定警戒都道府県は休業要請の継続を決めたが、それ以外の34県は、政府が「地域の実情に応じて判断する」としたため、各自治体の判断に委ねられている。本県では5月17日まで休業要請を行い、その後の対応は、国の状況などを見極めて決めることとしている。
- 緊急事態宣言の延長に対して江藤拓農水相は、さらなる食品関連産業への影響が懸念されると指摘し、「引き続き農家や関連業者向けに策定した事業継続に関するガイドラインの改正を必要に応じて検討する」との考えを示した。

◇ 補正予算

- 緊急経済対策を盛り込んだ2020年度政府補正予算（総額25兆6,914億円）が4月30日の参議院本会議で可決・成立した。国民への一律10万円の現金給付、個人農家や農業法人を含め売上が急減した事業者に最大200万円を給付する「持続化給付金」などが柱となった。

- 農林水産関係の総額は農畜産業振興機構（ＡＬＩＣ）の事業費を含めると 5,448 億円。需要が減る農産物の販売促進、農家の経営支援、輸出の維持・促進等が柱となり、園芸農家らの次期策支援、価格下落などの影響が出ている和牛肉の流通促進対策などを盛り込んだ。
（支援策の概要は「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者の皆様へ」（令和 2 年 4 月・農林水産省）を参照）
- また、新型コロナの影響で外国人技能実習生らが来日できず、人材確保が難航している農家に対し、代替人材を雇う場合のかかり増し経費などを補助する事業費なども盛り込まれた。
- 政府・与党は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた事業者への家賃支援等をめぐり、追加の経済対策として、さらなる補正予算措置を視野に検討を始める方針となっている。

◇ J A グループ茨城の動き

- J A グループ茨城では、医療関係の影響への対策（保険診療を行う医療機関に適用する施設基準の特例措置や院内感染が発生した医療機関への経営支援、患者や病院職員へのハラスメント等）を県選出の与党国会議員に対して要請を行った。

【令和2年度補正予算（農業関係）の概要】

農林関係補正予算のポイント

～ 農林漁業者・食品事業者を支え、国民の生活基盤を守ります。～

1 農林漁業団体等による販売促進の支援

【1,400億円】

～牛肉、果物、林水産物、花き等の在庫解消の支援～

【ALIC事業：500億円】

○事業実施主体：農林漁業団体を始めとする民間団体（定額）

○対象経費例：

- ・食育の一環として学校給食に和牛、ブリ、果物等を提供する際の食材費
- ・食材のネット販売を行う際の送料
- ・公共施設等において、木材を使用する際の資材費、花きの展示を行うための資材費
- ・和牛肉の販売促進に取り組む場合の保管経費と販売実績に基づく奨励金の交付（1,000円/kg）
- ・その他団体の創意による販促活動を支援

2 人手不足にお困りの方に対する人材確保の支援

【60億円の内数】

～JAなど農作業経験者や農業大学校生等の派遣・雇用の支援～

～農業高校、農業大学校等への研修用機器・設備の導入の支援～

○事業実施主体：

【派遣・雇用】 全国農業会議所（定額）

【機器・設備】 都道府県（1/2）

○対象経費：

【派遣・雇用】 ・交通費、宿泊費

掛かり増し労賃（最大500円/時間）等

【機器・設備】 ・機械購入費

3 次期作に向けて前向きに取り組む生産者の支援

【242億円】

○事業実施主体：民間団体

○対象経費：

・野菜、花き、果物、茶等の次期作に向けた取組を行う者（5万円/10a）

（中山間地域の場合、5万5千円/10a）

・上記に加えて、需要促進につながる取組を行う者（取組ごとに2万円/10a加算）

（中山間地域の場合、2万2千円/10a加算）

4 輸入農畜産物から国産に切り替える方への施設整備・改修の支援

【143億円】

○事業実施主体:都道府県、民間団体等 (1/2)

○対象経費例:

- ・玉ねぎの皮むき機、野菜カット機器、保冷施設、抹茶加工施設等の導入・整備、不要設備の撤去

5 畜産・酪農の事業継続の支援

【ALIC事業：450億円】

○事業実施主体:民間団体

○対象経費:

- ・肉用牛の出荷時期の調整に伴うエサ代等の掛かり増し経費 (定額)
- ・肉用牛生産の奨励金 (2万円/頭) (枝肉価格が更に下落した場合には増額)
- ・脱脂粉乳の仕向け変更に伴う差額を補填 (最大500円/kg)
- ・新型コロナ発生農場への酪農ヘルパー等の派遣経費 (定額)

○その他

- ・牛マルキンの生産者負担金の納付猶予 (交付の際には国費分を交付)

6 原木の一時保管の支援

【42億円の内数】

○事業実施主体:民間団体 (定額)

○対象経費:

- ・輸向向け原木の一時保管経費、運搬経費、防腐処理経費

7 野菜価格安定対策の資金の充実

【56億円】

○事業実施主体:農畜産業振興機構

○対策の仕組み:

- ・野菜価格が著しく低落した際の保証基準額(平年比9割相当)との差額を交付

○その他:登録出荷団体等の負担金の納付猶予 (最長6ヶ月)

8 輸出のための商流の維持、食品製造設備等の整備・導入の支援

【147億円】

○事業実施主体:都道府県、民間団体等

○対象経費例:

- ・パックご飯等の食品製造設備費 (1/2)
- ・大径原木の加工施設整備費 (1/2)
- ・成田空港への国内輸送費 (定額)
- ・国産食材を原料とした加工食品等の開発・PR経費 (定額)

※1. 4. 8の対象経費は例示であり、この限定する例示ではない

※以上のほか、次の横断的な給付金の給付がある

①国民への給付金を一律10万円の給付

②売上高が前年同月対比で5割以上減少した中小・小規模事業者、個人事業主等への持続化給付金の給付 (上限:法人200万円、個人100万円)

2. 国会の動き

◇ 家畜遺伝資源 2 法が成立

- 今国会に上程された農水省関係法案（5 法案）は、家畜伝染病予防法（家伝法）の成立の他、家畜遺伝資源の不適切な流出等を防ぐことを目的とした新法の「家畜遺伝資源の不正競争防止法」と「改正家畜改良増殖法」が4月17日に可決・成立した。今秋までの施行を目指している。
- 新法は不正に利用した場合の差し止め請求措置などを定め、改正家畜改良増殖法は、家畜人工授精所扱う精液や受精卵の管理強化などが盛り込まれた。
- 今後、「種苗法の一部を改正する法律案」、「森林組合法の一部を改正する法律案」の審議が予定されている。

3. 政府・与党の動き

- 例年であればこの時期は、6月に閣議決定される骨太方針等に向けた政府・与党での検討が進み始める時期であるが、新型コロナウイルスによる影響で、党の部会や政府会議体等がほとんど開催されていない状況にある。

◇ 規制改革推進会議

- 政府の規制改革推進会議農林水産WGは4月9日、農地転用許可制度の規制緩和を議論した。農地に農業用施設を設置する際、2㍍未満に限り許可が不要な例外措置の面積を広げ、対象に加工・販売施設の追加を検討している。6月までに方針をまとめ、閣議決定を目指している。
- 4月13日の規制改革推進会議では、各WGより進捗報告がなされ、農林水産WGは今後の主な課題を「農産物検査」「成長段階に応じた資金調達の円滑化」「漁獲証明制度の創設」「農協改革」等としている。
- また、4月21日の農林水産WGでは、米等の等級を証明する農産物検査制度について、日本農林規格（JAS）制度の一本化を視野に、抜本的な見直しの方向を示した。しかし、JAS規格化は農家にとっては等級などの証明を得にくくなり、費用面での負担も想定されることから、今後の動向に注視する必要がある。

◇ 牛マルキンの算定方法の見直し

- 自民党は4月23日の農林役員会で、牛マルキンの交付金単価に関する県間の不公平感の是正等を図るため、販売価格の算定方法を県別からブロック算定に見直すとともに、もと畜費の算定方法を実態にあわせ見直すこととした。
- 新たな算定方法について、現行の算定方法と比較すると、交付金単価が増加する県、減少する県等がある一方、農水省の試算（推計）によれば、算定方法の見直しにより、5月支払分（3月販売分）は全ての県において発動し、多くの県で10～20万円の交付金単価となる見込みとなっている。
- 現在、農水省は販売価格等の算出を行う区域を定めている告示の改正・官報掲載の手続きを進めており、5月支払分の交付金単価は、5月14日頃に公表される予定である。

4. 豚熱（CFS）について

- 沖縄県で発生したCFS（52～58例目）にかかる移動制限区域が4月14日に解除され、今般のCFSの発生に伴う移動制限はすべて解除された。
- CFSの発生等をふまえた家畜伝染病予防法の一部改正法案が4月3日に公布され、農水省は、政省令や飼養衛生管理の指導等にかかる指針の策定、牛や鶏を含めた飼養衛生管理基準の改正作業等を進めている。
- 家畜伝染病予防法の改正等をふまえ、生産現場においては、飼養衛生管理者の選任や、新たな飼養衛生管理基準の施行に向けた準備等を進めていく必要がある。

【飼養衛生管理者制度の概要】

①飼養衛生管理者の選任（義務）

- ・牛、豚、鶏等の全ての家畜所有者は、令和2年7月1日までに、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を一人選任し、家畜保健衛生所に報告する必要。

- ・飼養衛生管理者は、衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者であり、家畜の所有者（経営者）が自ら管理者になることも可能で、資格要件はない。

②飼養衛生管理者の主な業務

- ・衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック・指導等）
- ・衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等
- ・国や都道府県から共有される家畜衛生に関する情報をふまえた対応

5. 本県の動き

- 茨城県議会は4月27日、臨時会を開き新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置に係る補正予算を採決した。感染予防策や生活支援、学校休校に伴う学習支援、産業・経済対策など、総額963億3,300万円を計上した。農林水産業分野では、インターネット通販による県産品販売促進事業や学校給食での県産和牛等の提供などを盛り込んだ。

Ⅱ 国際通商交渉等をめぐる情勢

1. 日米間交渉について

- 日米貿易交渉は、本年1月1日の発効後4カ月以内（4月末まで）に交渉範囲等を決める事前協議を終え、以後第2ラウンド交渉を開始するとしていた。しかし、両国での新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化し、協議が進展しておらず、米国大統領選も本格化していることから、追加交渉の動きは先送りのされる模様である。しかし、米国は依然として追加交渉に対する意欲を持っており、予断を許さない状況が続く。
- 日本政府は「自動車、自動車部品以外は想定しない」としているが、米通商代表部（USTR）が3月31日に公表した「外国貿易障壁報告書」では、「全ての農産物をカバーしていない」と指摘し、日本の米や豚肉の輸入制度などにも改めて懸念を示している。関税交渉が始まれば、品目の駆け引きは必至となり、農業分野が除外されるか不透明である。
- また、米国の貿易専門誌は4月中旬、USTRの農業首席交渉官が「USTRは、日本および英国との交渉の進展を望んでいるが、新型コロナウイルスによって動きがない状態。新型コロナウイルスが収束した暁には、英国との交渉を優先的に進めたい」と発言した旨を報じている。
- 米英両政府は5月5日、自由貿易協定（FTA）締結に向けた交渉を開始した。大西洋をまたいだ自由貿易圏の創出を目指しているが、医療分野などで対立が表面化しており、早期に妥結できるか不透明な状況となっている。

2. 米国大統領選について

- 11月3日の米国大統領選挙まで残り半年余となり、再選を目指す共和党のトランプ大統領と民主党のバイデン前副大統領による対決の構図が固まった。

- トランプ氏は好景気と低失業率のまま大統領選に突入するシナリオであったが、新型コロナウイルスの感染拡大で大きく狂った。戦術を転換させ、「新型コロナとの戦争に勝利する」と、国民に強い指導力をアピールし、「戦時下の大統領」を印象付ける。
- バイデン氏は民主党のオバマ政権で副大統領を務め、中央政界で44年間活躍した政治実績が大きい。これまで、民主党候補指名を争ってきたサンダース上院議員やオバマ前大統領からの支持が表明されている。TPPはオバマ政権下で推進され、それらの自由貿易を支持してきたバイデン氏がTPP復帰に言及するか注目される。

3. G20 農相会議

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、日米欧や中国、ロシアなど20カ国・地域（G20）の農相は4月21日、食料安全保障の確立に協力することを盛り込んだ声明を採択し、小規模な家族経営を含めた農家らの生計維持に向けた支援を強化することとした。
- 江藤拓農相は、「農産物の生産と流通の流れを遮断しないよう各国が協調する必要がある」と訴えた。新型コロナウイルスを理由に、不必要な輸出規制をしないように呼び掛け、労働力や資材などの供給を確保する必要性を訴えた。
- なお、日本をはじめ米国やオーストラリアなど世界貿易機関（WTO）に加盟する23の有志国・地域は4月22日、農産物の輸出を規制しないよう呼びかける共同声明を発出した。